第22期
定時株主総会
招集ご通知

2020年３月１日から2021年２月28日まで

日 時

2021年５月27日（木曜日）午前10時
（受付開始 午前９時30分）

場 所

東京都渋谷区桜丘町26番１号
セルリアンタワー東急ホテル
地下２階　ボールルーム

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、ご出席の株主の皆様には株主総会会場内にてマスク着用等をお願いする場合がございます。なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、下記ウェブサイトにおいてお知らせいたします。
https://www.baroque-global.com/jp/ir/library/shareholder_meeting/

目 次

第22期定時株主総会招集ご通知 …… 1
株主総会参考書類 …… 5
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役８名選任の件
（提供書面）
事業報告 …… 15
連結計算書類 …… 34
計算書類 …… 37
監査報告書 …… 40

株式会社バロックジャパンリミテッド
証券コード：3548

証券コード3548
2021年５月11日

株　主　各　位

東京都目黒区青葉台四丁目７番７号
株式会社バロックジャパンリミテッド
代表取締役社長　村　井　博　之

第22期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第22期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年５月26日（水曜日）午後７時までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2021年５月27日（木曜日）午前10時（受付開始午前９時30分）

２．場　　所　東京都渋谷区桜丘町26番１号
セルリアンタワー東急ホテル
地下２階　ボールルーム

３．目的事項

報告事項
１．第22期（2020年３月１日から2021年２月28日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第22期（2020年３月１日から2021年２月28日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案　定款一部変更の件

第2号議案　取締役8名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださるようお願い申しあげます。
◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」「計算書類の個別注記表」につきましては法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.baroque-global.com/jp/ir）に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。
◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.baroque-global.com/jp/ir）に掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

当日ご出席いただける場合



株主総会日時　2021年５月27日（木曜日）午前10時開催
（受付開始午前９時30分）

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
株主総会当日は、紙資源節約のため、本冊子をご持参くださいますようお願い申しあげます。

当日ご出席いただけない場合



郵送によるご行使

行使期限　2021年５月26日（水曜日）午後７時必着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。



インターネット等によるご行使

詳細は次ページをご覧ください。

行使期限　2021年５月26日（水曜日）午後７時まで

当社指定の議決権行使ウェブサイト（https://soukai.mizuho-tb.co.jp/）にアクセスしていただき、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。なお、インターネットで複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。

議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものといたします。

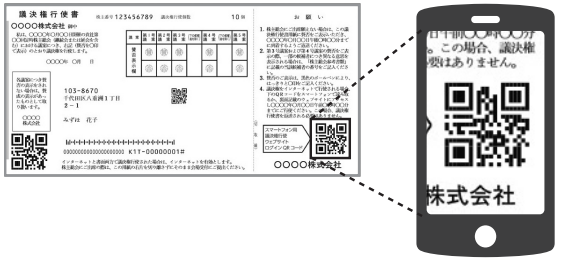
「スマート行使」について
同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をお読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。
※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

「スマート行使」によるご行使

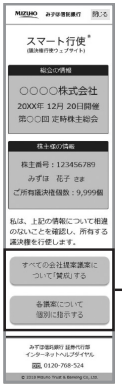
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセス

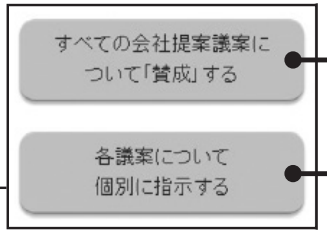
同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



2 議決権行使方法を選ぶ



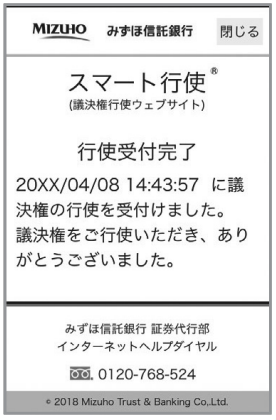
表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。



3 各議案について個別に指示する場合、画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください



4 確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了

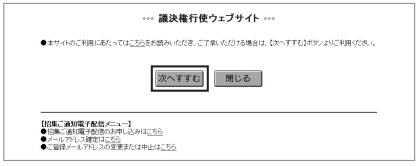


「スマート行使」による議決権行使は１回に限らせていただきます。議決権行使後に賛否を修正される場合は、次ページ「インターネットによるご行使」の方法により再度ご行使いただく必要があります。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

インターネットによるご行使

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください



議決権行使ウェブサイト

https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

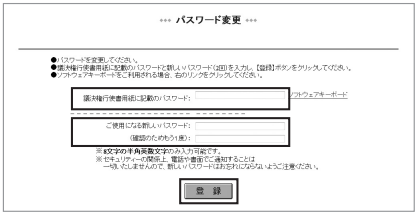
- 「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」をご入力ください



- 「議決権行使コード」※を入力し、「次へ」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された 「パスワード」をご入力ください



- 「初期パスワード」※を入力し、実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
- 「登録」をクリック

※「議決権行使コード」「初期パスワード」は、同封の議決権行使書用紙右片の裏面に記載されています。

※ インターネット接続・利用に関する費用は株主様のご負担となります。
インターネットによる議決権行使の各方法は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、お使いの機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください

「スマート行使」「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関するお問い合わせ先	みずほ信託銀行　証券代行部　インターネットヘルプダイヤル 0120-768-524（受付時間：平日午前9時～午後9時）
＜議決権行使に関する事項以外のご照会＞	みずほ信託銀行　証券代行部 株主さま専用コールセンターご照会ダイヤル 0120-288-324（受付時間：平日午前9時～午後5時）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案　定款一部変更の件

1．提案の理由

当社は、今後の事業内容の多様化に対応するために事業目的を追加するものであります。

2．定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部変更箇所)

現行定款	変更案
(目的) 第２条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (１) ～ (22)　(省略) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (23)　前各号に附帯関連する一切の業務 (新設)	(目的) 第２条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (１) ～ (22)　(現行どおり) (23)　植物および食料品の生産及び販売並びに輸出入 (24)　酒類の販売及び輸出入 (25)　建設業の企画、設計、施工及び請負並びにコンサルティング、仲介及び斡旋 (26)　環境や健康に配慮した物品の企画、製造及び販売並びに輸出入 (27)　プラスチック等を材料としたリサイクル加工等による製品の企画、製造及び販売並びに技術開発支援 (28)　前各号に附帯関連する一切の業務 ２．当社は、前項各号に定める事業を営む会社(外国会社を含む。)、その他の事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理を行うことができる。

第２号議案　取締役８名選任の件

本総会終結の時をもって、現在の取締役全員（８名）が任期満了となりますので、新たに取締役８名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		当社における地位及び担当
1	むら　い　ひろ　ゆき 村　井　博　之	再 任	代表取締役社長 最高経営責任者
2	ふか　さわ　あき　ひと 深　澤　哲　人	再 任	取締役副社長 第一ユニット長
3	はやし　　のぶ　　ひで 林　　信　　秀	再 任 社外取締役 独立役員	社外取締役
4	シェン　　ファン 盛　　放	再 任 社外取締役	社外取締役
5	フ　　シャオ　　リン 胡　　曉　　玲	再 任 社外取締役	社外取締役
6	しの　ざわ　きょう　すけ 篠　沢　恭　助	再 任 社外取締役 独立役員	社外取締役
7	はま　　くに　　ひさ 濵　　邦　　久	再 任 社外取締役 独立役員	社外取締役
8	チョウ　　オウ　　ナン 張　　桜　　楠	再 任 社外取締役	社外取締役

候補者番号 1

村井 博之（むらい ひろゆき）

再任

生年月日 1961年7月26日　　所有する当社の株式の数 1,048,100株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年8月	キヤノン株式会社 入社
1994年4月	KAI LUNG CONSULTANTS LIMITED 社長
1995年4月	CENTURY GROW LIMITED 社長
1997年7月	株式会社日本エアシステム（現 日本航空株式会社）香港現地法人 社長
	株式会社JASトレーディング（現 株式会社JALUX）香港現地法人 社長
2006年10月	株式会社フェイクデリックホールディングス 代表取締役会長
2007年1月	BAROQUE HK LIMITED 取締役 ManagingDirector
2007年4月	株式会社フェイクデリックホールディングス 代表取締役会長 兼 社長
	株式会社バロックジャパンリミテッド（旧BJL）代表取締役会長
2008年2月	当社 代表取締役社長 最高経営責任者
2009年5月	巴罗克（上海）貿易有限公司 代表取締役（現任）
2013年5月	当社 代表取締役社長 最高経営責任者 兼 最高執行責任者
2013年9月	BAROQUE CHINA LIMITED 取締役 Managing Director（現任）
	BAROQUE CHINA APPARELS LIMITED 取締役（現任）
	巴罗克（上海）服饰有限公司 取締役（現任）
2013年11月	巴罗克（上海）企业发展有限公司 代表取締役（現任）
2014年2月	当社 代表取締役社長 最高経営責任者（現任）
	FRAME LIMITED 取締役 Managing Director（現任）
2015年2月	BAROQUE HK LIMITED 取締役 Chairman（現任）
2016年4月	BAROQUE USA LIMITED 取締役（現任）

取締役候補者とした理由

村井博之氏は、中国をはじめとするグローバルビジネスにおける豊富な知見を有しており、当社の代表に就任して以降、グローバルSPA事業の拡大に注力し、当社グループを牽引してきました。その実績を踏まえ、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 2

深澤 哲人（ふかさわ あきひと）

再任

生年月日 1975年1月21日　　所有する当社の株式の数　128,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2001年3月	株式会社フェイクデリック 入社
2005年3月	株式会社ジャックポットプロダクション 代表取締役
2008年2月	株式会社バロックジャパンリミテッド 執行役員 SHEL'TTER事業部長
2011年4月	当社 上席執行役員 SHEL'TTER事業本部長 SHEL'TTER事業部長
2014年1月	当社 上席執行役員 アウトレット・卸事業部長 海外事業部長
2015年7月	当社 上席執行役員 海外事業部長 営業統括本部副本部長
2016年4月	BAROQUE USA LIMITED 取締役（現任）
2017年5月	当社 常務執行役員 第二ユニット長 兼 海外事業部長
2018年2月	当社 常務執行役員 グローバル事業本部長
2018年4月	当社 取締役 常務執行役員 グローバル事業本部長
2019年3月	当社 取締役 常務執行役員 営業統括本部長
2019年5月	当社 取締役副社長 営業統括本部長
2021年3月	当社 取締役副社長 第一ユニット長（現任）

取締役候補者とした理由

深澤哲人氏は、長年にわたり、ファッション業界に携わり、主に当社の国内外のアパレル事業の推進を担ってまいりました。今までの経緯及び実績を活かして、当社の目指すグローバルビジネスの牽引役として、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 3

林（はやし） 信（のぶ） 秀（ひで）

再任
社外取締役
独立役員

生年月日 1957年3月27日　　所有する当社の株式の数　0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年4月	株式会社富士銀行 入行
2007年4月	株式会社みずほコーポレート銀行 執行役員 営業第十三部長
2009年4月	同行 常務執行役員 営業担当役員
2011年6月	同行 常務取締役 インターナショナルバンキングユニット統括役員
2013年4月	株式会社みずほフィナンシャルグループ 副社長執行役員 国際ユニット担当副社長 株式会社みずほ銀行 副頭取執行役員 MHCB国際ユニット連携担当副頭取 株式会社みずほコーポレート銀行 取締役副頭取 国際ユニット担当副頭取
2013年6月	株式会社みずほフィナンシャルグループ 取締役副社長 国際ユニット担当副社長
2013年7月	株式会社みずほ銀行 取締役副頭取 国際ユニット担当副頭取
2014年4月	同行 取締役頭取
2017年4月	同行 取締役会長
2019年3月	花王株式会社 社外取締役（現任）
2019年4月	株式会社みずほ銀行 常任顧問（現任）
2019年5月	当社 社外取締役（現任）
2019年6月	株式会社JTB 社外監査役（現任）
2020年6月	東武鉄道株式会社 社外監査役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

林信秀氏は、長年にわたる大手金融機関での金融・財務分野に関する国際的な経験、並びに、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。

同氏には、当社の持続的成長と企業価値向上のため、特にグローバル事業の発展及び財務業務戦略の観点から、経営監督機能の強化にご尽力いただくことを期待し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。同氏が社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって2年であります。

同氏は、当社の指名・報酬諮問委員会の委員を務めております。

候補者番号 4

シェン ファン
盛 放

再任
社外取締役

生年月日 1972年11月11日　　所有する当社の株式の数　0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1993年11月	Gulf Semiconductor Ltd., Shanghai Office
2005年11月	Belle International Holdings Limited, Regional Manager
2007年5月	同社 Group SVP & Head of Eastern China Region
2011年5月	同社 Executive Director（現任）
2011年12月	Smile Charity Foundation, Deputy Chairman（現任）
2013年4月	Tongji University, Adjunct Professor of Innovation and Entrepreneurship（現任）
2013年8月	当社 社外取締役（現任）
2013年9月	BAROQUE CHINA APPARELS LIMITED 取締役（現任）
	巴罗克（上海）服饰有限公司 代表取締役（現任）
2013年11月	巴罗克（上海）企业发展有限公司 取締役（現任）
2019年6月	Topsports International Holdings Limited, Non-executive Director（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

盛放氏は、中国において企業経営にかかわる豊富な経験と幅広い見識を有しております。

同氏には、当社の戦略的事業パートナーであるBelle International Holdings LimitedのExecutive Directorを兼務していることから、中国合弁事業の更なる発展にご尽力いただくことを期待し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。同氏が社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって7年9ヶ月であります。

候補者番号 5

フ シャオ リン
胡 曉 玲

再任
社外取締役

生年月日 1970年8月5日　　所有する当社の株式の数　0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年7月　Arthur Andersen & Co., Certified Public Accountants
1999年5月　China International Capital Corporation Limited
2002年8月　CDH Investments Management (Hong Kong) Limited, Managing Director（現任）
2005年9月　Belle International Holdings Limited, Non-executive Director（現任）
2013年8月　当社 社外取締役（現任）
2015年5月　Dali Foods Group Company Limited, Non-executive Director（現任）
2019年6月　Topsports International Holdings Limited, Non-executive Director（現任）
2021年1月　Hangzhou Beika Industrial Co., Limited, Director（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

胡曉玲氏は、中国及びアジアにおいて、企業経営にかかわる豊富な経験と幅広い見識を有しております。

同氏には、当社の戦略的事業パートナーであるBelle International Holdings LimitedのNon-Executive Directorを兼務していることから、中国合弁事業を始めグローバル経営にご尽力いただくことを期待し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。同氏が社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって7年9ヶ月であります。

候補者番号 6

篠沢　恭助（しのざわ　きょうすけ）

再任
社外取締役
独立役員

生年月日 1937年3月1日　　所有する当社の株式の数　0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1960年4月　大蔵省（現 財務省）入省
1995年5月　同省 事務次官
1998年5月　海外経済協力基金 総裁
1999年10月　国際協力銀行 副総裁
2001年6月　同行 総裁
2008年1月　財団法人資本市場研究会（現 公益財団法人資本市場研究会）理事長
2009年4月　当社 社外取締役（現任）
2019年10月　公益財団法人資本市場研究会 顧問（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

篠沢恭助氏は、大蔵省（現財務省）や国際金融にかかわる豊富な経歴によって培われた豊富な知識、経験と幅広い見識を有しております。

同氏には、当社の持続的成長と企業価値の向上のため、国内外の金融市場動向から経営全般にご提言いただくことを期待し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。同氏が社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって12年1ヶ月であります。

同氏は、当社の指名・報酬諮問委員会の委員長を務めております。

候補者番号 7

濵（はま） 邦（くに） 久（ひさ）

再任
社外取締役
独立役員

生年月日 1934年12月2日　　所有する当社の株式の数　0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1959年4月	検事任官
1991年12月	法務省刑事局長
1993年12月	法務事務次官
1996年1月	東京高等検察庁検事長
1997年12月	弁護士登録
1998年6月	株式会社ミロク情報サービス 社外監査役
2001年8月	株式会社よみうりランド 社外監査役
2002年6月	株式会社証券保管振替機構 社外取締役
2006年12月	当社コンプライアンス委員会 委員長（現任）
2008年6月	有機合成薬品工業株式会社 社外監査役
	日東紡績株式会社 社外取締役
2010年6月	鹿島建設株式会社 社外監査役
2013年8月	当社 社外監査役
2016年4月	当社 社外取締役（現任）
2016年6月	塩水港精糖株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

濵邦久氏は、法曹界及び法務行政における豊富な経験と幅広い見識、並びに、当社の社外監査役、コンプライアンス委員会委員長としての経験を有しております。

同氏には、当社の持続的成長と企業価値向上のため、主にリスク管理及びコンプライアンス分野を始めとした経営監督機能の強化のためにご尽力いただくことを期待し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外役員になること以外の方法で直接当社の経営に関与した経験はありませんが、上記理由により、社外取締役として、職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。同氏が社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって5年1ヶ月であります。

同氏は、当社の指名・報酬諮問委員会の委員を務めております。

候補者番号 8

チョウ　オウ　ナン
張　桜　楠

再任
社外取締役

生年月日 1984年5月8日　　所有する当社の株式の数　0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2007年7月　BOC International (China) Limited　Senior Analyst
2010年5月　オリックス株式会社 入社
2010年7月　ORIX (China) Investment Company Limited　Investment Manager
2013年5月　ORIX Financial Services Hong Kong Limited　Vice President
2014年5月　ORIX Asia Capital Limited Senior Vice President
2017年4月　同社 Executive Director
2019年5月　当社 社外取締役（現任）
2020年4月　ORIX Asia Capital Limited Senior Executive Director（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

張桜楠氏は、中国及びアジアにおける投資事業の豊富な経験と幅広い見識を有しております。

同氏には、当社の持続的成長と企業価値向上の観点から、当社が目指すM&A戦略を始め、グローバルな企業経営の発展にご尽力いただくことを期待し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。同氏が社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって2年であります。

（注）1．盛放氏は、当社の主要な株主であるMUTUAL CROWN LIMITEDを間接的に支配しているBelle International Holdings LimitedのExecutive Directorを兼務しております。また、同氏が代表取締役を務める巴罗克（上海）服饰有限公司は、当社の持分法適用会社であり、当社とブランド商標権の使用許諾に関する取引があります。
2．胡暁玲氏は、当社の主要な株主であるCDH RUNWAY INVESTMENT（HK）LIMITEDを間接的に支配しているCDH Investments Management (Hong Kong) LimitedのManaging Directorを兼務しております。
3．張桜楠氏は、当社の主要な株主であるオリックス株式会社が間接的に支配しているORIX Asia Capital LimitedのSenior Executive Directorを兼務しております。
4．その他の各候補者の重要な兼職先と当社との間に重要な取引その他の特別な利害関係はありません。
5．当社は、定款第27条第2項において、取締役（業務執行取締役である者を除く。）との間で、会社法第427条第1項の規定により、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、林信秀氏、盛放氏、胡暁玲氏、篠沢恭助氏、濵邦久氏及び張桜楠氏は、当社との間で責任限定契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合、上記責任限定契約を継続する予定です。
6．林信秀氏、篠沢恭助氏及び濵邦久氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしています。
7．林信秀氏は、当社の借入先である株式会社みずほ銀行の常任顧問を兼務しており、2019年3月まで同社の取締役会長を務めておりましたが、同社は当社のメインバンクではなく、同氏の独立性に問題はないものと判断しております。
8．当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されています。なお、各候補者が取締役に再任された場合は、引き続き当該保険契約の被保険者となり、2021年12月に当該保険契約を更新する予定であります。

以　上

（提供書面）

事　業　報　告

〔2020年３月１日から
2021年２月28日まで〕

1.　当社グループの現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行の影響を受け、経済活動の停滞や個人消費の低迷が続く等、厳しい状況で推移しました。景気の先行きにつきましては、各種政策効果や各国経済の改善により持ち直していくことが期待されるものの、感染再拡大による国内外経済の下振れリスク等の影響を注視する必要があり、依然として不透明な状況が続いております。

このような環境下、当社グループの国内事業につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大が通期に渡って業績に大きく影響しました。コロナ第２波が沈静化した秋口からは売上回復基調を示しましたが、１月からの緊急事態宣言再発令の中、時短営業、外出自粛などの影響が及び、国内売上が再度減速し、国内売上高は前年同期比減収となりました。なお、国内通販売上高は、スタッフスタート、ライブコマース等の販売力を活かしたEC施策を強化推進し大きく伸長しております。また、プロパー販売の徹底、在庫コントロールの適正化と併せ、広告宣伝費、業務委託費等の削減や役員報酬減額等の人件費抑制など販管費削減に取り組み、国内事業は黒字となりました。

戦略的事業パートナーであるBelle International Holdings Limited（以下、Belle社）との中国合弁事業につきましては、中国の市場回復が早く、小売会社（持分法適用会社）及び卸会社（連結子会社）の売上高は５月以降、中国の個人消費の戻りと軌を一にして回復基調を示しました。中国におけるライブコマース等がより高度化し、中国通販売上高は増加しております。また米国事業につきましては、デニムニーズの高まりを捉えたMOUSSY VINTAGEの販売が堅調となりました。

当連結会計年度末における店舗数につきましては、国内店舗数は370店舗（直営店285店舗、FC店85店舗）、同海外店舗数は５店舗（直営店５店舗）、合計375店舗になりました。また、Belle社との合弁会社が展開する中国小売事業の店舗数は299店舗になりました。

以上の結果、当連結会計年度におきましては売上高505億90百万円（前連結会計年度比23.2％減）、営業利益13億12百万円（前連結会計年度比71.5％減）、経常利益11億87百万円（前連結会計年度比74.1％減）、親会社株主に帰属する当期純利益３億75百万円（前連結会計年度比86.9％減）となりました。

（国別売上高の状況）

国別の売上高及び構成比は以下のとおりです。

国　　名	当連結会計年度		前連結会計年度比（%）
	売上高（百万円）	構成比（%）	
日本	43,427	85.8	74.8
中国（香港含む）	6,331	12.5	90.8
アメリカ	832	1.7	102.6
（合計）	50,590	100.0	76.8

② 設備投資の状況

当連結会計年度におきまして実施した当社グループの設備投資の総額は1,771百万円であります。その主な内容は次のとおりです。

新規出店に係る敷金・保証金　213百万円

新規出店・店舗改装に係る店舗設備関係投資　834百万円

③ 資金調達の状況

当連結会計年度におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響による不安定な経営環境に備え、金融機関より短期借入金として3,000百万円、長期借入金として3,000百万円の資金調達を行いました。

なお、3,000百万円の長期借入金は既存の借入金の同額継続契約であります。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

当社グループの財産及び損益の状況

区　分	第19期 (2018年１月期)	第20期 (2019年２月期)	第21期 (2020年２月期)	第22期 (当連結会計年度) (2021年２月期)
売上高 (百万円)	67,952	71,034	65,880	50,590
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,236	2,944	2,871	375
１株当たり当期純利益 (円)	34.51	81.42	79.22	10.44
総資産 (百万円)	41,317	40,715	38,282	38,343
純資産 (百万円)	18,466	20,365	21,492	20,911
１株当たり純資産額 (円)	488.43	530.41	562.48	536.18

(注) １．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
２．１株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。
３．第20期につきましては、事業年度の変更に伴い、2018年２月１日から2019年２月28日までの13ヶ月間となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

当連結会計年度末における重要な子会社の状況は次のとおりです。

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
BAROQUE HK LIMITED	257,000千香港ドル	100.0%	衣料品等の輸出入及び販売
巴罗克（上海）貿易有限公司	90,600千香港ドル	100.0% (100.0%)	業務受託
BAROQUE CHINA LIMITED	26,000千香港ドル	51.0% (51.0%)	中国事業にかかる投資会社
巴罗克（上海）企业发展有限公司	20,000千人民元	51.0% (51.0%)	衣料品等の仕入及び販売
FRAME LIMITED	１香港ドル	100.0% (100.0%)	事業の開発及び商標管理
BAROQUE USA LIMITED	2,900千ドル	100.0%	衣料品等の販売

(注) 当社の議決権比率欄の（ ）内は、間接所有割合で内数です。

(4) 対処すべき課題

当社グループでは、本年を、コロナ後の新常態を確立し再び成長軌道に乗せる一年と位置付けております。事業面では、国内アパレル事業の体質強化、中国アパレル事業の着実な成長、新規事業の創出を重点課題として取り組んで参ります。また、基盤面では、サステナビリティへの対応、事業を支える基盤の整備に注力して参ります。

① 国内アパレル事業の体質強化

イ. コロナ後の事業の在り方を見据えて、ブランド競争力の向上を図って参ります。EC販路の強化、商品企画力の強化等に取り組み、ブランド別・販路別の強化を推進致します。また、マーケットに合致したリブランディングを行いブランド価値・認知度も向上することを目指します。新常態にマッチした店舗のスクラップアンドビルドも実施し、今後強化すべき分野へ資源を集中投下して参ります。

ロ. コロナ後に向けた体質強化として、更なる利益率の向上に取り組んで参ります。作り過ぎないものづくり体制の構築、ニューリテールの実現による顧客利便性の向上及び効率化などを推進致します。また、作り過ぎないこと＝サステナブルとの認識の下、リサイクル素材の利用、Ethicalスタイル提案などの施策にも取り組んで参ります。

ハ. 当社のニューリテールとして、CRMの強化、OMOの強化などに取り組むことで、ビジネスの効率化と顧客利便性向上の実現を目指します。

② 中国アパレル事業の着実な成長

中国アパレル事業においては、継続的な成長を維持しつつ、同時に事業運営体制の強化・再構築を図って参ります。今後も年間20店舗程度の成長を維持することを目指し、中国アパレル事業の着実な成長を目指します。また中国におけるブランドポジションを再定義し、競争力向上を目指します。

③　新規事業の創出

当社の強さを活かしつつ、サステナブルな社会の実現に寄与するという要件を満たす新規事業に取り組んで参ります。お客様との関係構築力と、これに基づく販売力こそが、コロナ禍で売れない環境でも売上を作る当社の強みです。これに当社のもう一つの強みである中国展開力を組み合わせ、持続可能な新たな事業を創造し強みを活かして展開することを目指します。また、時代の変化に合わせた新規ブランドの立ち上げにも取り組んで参ります。

④　サステナビリティへの対応

「地球環境を守るために当社ができること」、「サステナビリティに貢献するきっかけの提供」、「皆がイキイキとした職場・挑戦できる会社」を目標に掲げ具体的な施策を推進して参ります。作り過ぎないものづくりとしては、品番数の削減、QRによる数量コントロールの実現を目指します。また、環境配慮素材の積極活用、下げ札やショッパーへの再生紙や織ネームへの再生素材の利用促進、プラ素材の削減・廃止等の施策に注力して参ります。さらに、デッドストックのコーディネート提案をECサイト「AUNE」で展開し、捨てるものを捨てないものに変える取り組みも強化して参ります。働きやすい環境整備として、人事制度改革を進め、リモートワーク環境・制度の定着化を図ります。

これらの施策を元に、すべてのステークホルダーの方々に豊かで広がりのある未来を提供できるよう取組みを進めて参ります。

⑤　事業を支える基盤の整備

現下の厳しい市場環境でこそ、次の成長基盤となる投資は積極的に実施して参ります。ニューリテール実現に向けた投資や新たなマーケティング機能の構築、新ECシステムの稼働、基幹システムの更改などの投資を、次の成長の準備として推進して参ります。また、中国直接貿易の推進による原価低減などのサプライチェーンのより一層の向上にも取り組んで参ります。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2021年２月28日現在）

当社グループは、当社及び当社の連結子会社６社で構成され、主に女性向けの衣料品等の製造小売事業（SPA（注））として、衣料品等の企画、販売並びに製造を主要な事業としております。

（注）Speciality store retailer of Private label Apparelの略

(6) 主要な営業所及び工場（2021年２月28日現在）

① 当社の事業所

本　社	東京都　目黒区
店　舗	285店（国内直営）

② 子会社の事業所

BAROQUE HK LIMITED	中華人民共和国　香港特別行政区
巴罗克（上海）貿易有限公司	中華人民共和国　上海市
BAROQUE CHINA LIMITED	中華人民共和国　香港特別行政区
巴罗克（上海）企业发展有限公司	中華人民共和国　上海市
FRAME LIMITED	中華人民共和国　香港特別行政区
BAROQUE USA LIMITED	アメリカ合衆国　デラウェア州

(7) 使用人の状況（2021年２月28日現在）

① 当社グループの使用人の状況

使　用　人　数	前連結会計年度末比増減
1,532名	21名増

② 当社の使用人の状況

使　用　人　数	前事業年度末比増減	平　均　年　齢	平均勤続年数
1,428（189）名	35名増（49名減）	29.3歳	5年9ケ月

（注）１．使用人数は就業員数（当社から社外への出向者を除く。）であり、期間雇用者数（アルバイト社員）は、最近１年間の平均人員を（　　）内に外数で記載しております。
２．期間雇用者数の内訳は、アルバイト社員の最近１年間の平均雇用人員（１日８時間換算）であります。また、派遣社員を除いております。

(8) 主要な借入先の状況（2021年２月28日現在）

借　入　先	借　入　額（百万円）
株式会社三井住友銀行	4,000
株式会社みずほ銀行	3,125
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	2,000

（注）当社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行３行とコミットメントライン契約を締結しております。

(9) その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2021年２月28日現在）

① 発行可能株式総数　120,000,000株
② 発行済株式の総数　36,676,300株
③ 株　　主　　数　27,740名
④ 大株主（上位10名）

株　主　名	当社への出資状況	
	持　株　数	持株比率
MUTUAL CROWN LIMITED	7,284,600 株	20.11 %
オリックス株式会社	6,815,600	18.81
CDH RUNWAY INVESTMENT（HK）LIMITED	5,242,900	14.47
村井資本株式会社	2,600,000	7.17
金　慶光	1,320,000	3.64
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,074,800	2.96
村井　博之	1,048,100	2.89
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	843,400	2.32
株式会社日本カストディ銀行（信託口５）	219,600	0.60
株式会社日本カストディ銀行（信託E口）	201,600	0.55

（注）１．持株比率は小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
２．当社は、自己株式（460,400株）を保有しておりますが、上記大株主からは除外しており、また、持株比率は、発行済株式総数から自己株式を控除して計算しております。なお、自己株式には業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」により当該信託が保有する株式201,600株は含まれておりません。
３．前事業年度末現在主要株主であった村井博之は、当事業年度末では主要株主ではなくなり、村井資本株式会社が新たに主要株主となりました。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2021年２月28日現在）

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	村井博之	最高経営責任者 BAROQUE HK LIMITED 取締役 Chairman 巴罗克(上海)貿易有限公司 代表取締役 BAROQUE CHINA LIMITED 取締役 Managing Director BAROQUE CHINA APPARELS LIMITED 取締役 巴罗克（上海）服饰有限公司 取締役 巴罗克（上海）企业发展有限公司 代表取締役 FRAME LIMITED 取締役 Managing Director BAROQUE USA LIMITED 取締役
取締役副社長	深澤哲人	営業統括本部長 BAROQUE USA LIMITED 取締役
取締役	林　信秀	株式会社みずほ銀行 常任顧問 花王株式会社 社外取締役 株式会社JTB 社外監査役 東武鉄道株式会社 社外監査役
取締役	盛　放	Belle International Holdings Limited, Executive Director Smile Charity Foundation, Deputy Chairman Tongji University, Adjunct Professor of Innovation and Entrepreneurship BAROQUE CHINA APPARELS LIMITED 取締役 巴罗克（上海）服饰有限公司 代表取締役 巴罗克（上海）企业发展有限公司 取締役 Topsports International Holdings Limited, Non-executive Director
取締役	胡　暁玲	CDH Investments Management (Hong Kong) Limited, Managing Director Belle International Holdings Limited, Non-executive Director Dali Foods Group Company Limited, Non-executive Director Topsports International Holdings Limited, Non-executive Director Hangzhou Beika Industrial Co., Limited, Director
取締役	篠沢恭助	公益財団法人資本市場研究会 顧問
取締役	濵　邦久	コンプライアンス委員会 委員長
取締役	張　桜楠	ORIX Asia Capital Limited, Senior Executive Director

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
常勤監査役	吉田芳樹	
常勤監査役	松田信一	
監査役	長安弘志	東西総合法律事務所 弁護士 住友理工株式会社 社外監査役
監査役	渡邊浩一郎	渡邊浩一郎公認会計士事務所 所長 株式会社タカラトミー 社外監査役 株式会社ジャムコ 社外監査役

（注）1．取締役林信秀氏、盛放氏、胡暁玲氏、篠沢恭助氏、濵邦久氏及び張桜楠氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2．監査役吉田芳樹氏、長安弘志氏及び渡邊浩一郎氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3．当社は、社外取締役である林信秀氏、篠沢恭助氏及び濵邦久氏並びに社外監査役である吉田芳樹氏、長安弘志氏及び渡邊浩一郎氏を、株式会社東京証券取引所の定める独立役員として届出ております。
4．取締役盛放氏は、当社の主要な株主であるMUTUAL CROWN LIMITEDを間接的に支配しているBelle International Holdings LimitedのExecutive Directorを兼務しております。また、同氏が代表取締役を務める巴罗克（上海）服饰有限公司は、当社の持分法適用会社であり、当社との間で、当社ブランド商標権の使用許諾に関する取引があります。
5．取締役胡暁玲氏は、当社の主要な株主であるCDH RUNWAY INVESTMENT（HK）LIMITEDを間接的に支配しているCDH Investments Management (Hong Kong) LimitedのManaging Directorを兼務しております。
6．取締役張桜楠氏は、当社の主要な株主であるオリックス株式会社が間接的に支配しているORIX Asia Capital LimitedのSenior Executive Directorを兼務しております。
7．社外取締役及び社外監査役のその他の重要な兼職先と当社との間に重要な取引その他特別な利害関係はありません。
8．監査役松田信一氏及び渡邊浩一郎氏は、2020年５月27日開催の第21期定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
9．尾﨑輝郎氏は、2020年５月27日開催の第21期定時株主総会終結時をもって、任期満了により監査役を退任しております。
10．監査役吉田芳樹氏は、長年企業において内部監査に従事しており、財務及び会計に関する相当の知見を有しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

③　当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

ⅰ）取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針）を2021年２月17日に開催された取締役会において決議し定めております。

決定方針の内容の概要は、企業の価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう業績と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とするものであります。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び業績連動型株式報酬により構成され、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責等に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定いたします。当社の業績連動型株式報酬は、原則として株式が給付されることになり、また、給付を受ける権利は当該取締役の退任日に取得されます。給付する株式数は、１ポイント＝１株式とするポイント付与の方法によって算出するものとし、その具体的決定方法は、ポイント付与日における役位に応じたポイントに評価対象期間における業績に応じた業績評価係数を乗じたポイント累計数を算出して決定いたします。

業務執行取締役の種類別の報酬割合の目安については、基本報酬と業績連動型株式報酬の構成割合を９：１としております。

ⅱ）取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬については、2011年４月26日に開催された第12期定時株主総会において年額1,000百万円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名です。また、当該報酬とは別枠で、2017年４月26日開催の第18期定時株主総会において、業績連動型株式報酬の株式数の上限を年72,000株以内（うち取締役分として31,000株、社外取締役は付与対象外）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は３名です。

監査役の報酬については、2009年４月28日に開催された第10期定時株主総会において年額50百万円以内にすることにつき承認されております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は３名です。

ⅲ）取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長村井博之が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

ⅳ）取締役及び監査役の報酬等の総額等

区　　分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		員数
		基本報酬	非金銭報酬等 （業績連動報酬等）	
取締役 （うち社外取締役）	89百万円 （ 21百万円）	80百万円 （ 21百万円）	8百万円 （－）	5名 （ 3名）
監査役 （うち社外監査役）	28百万円 （ 16百万円）	28百万円 （ 16百万円）	－	5名 （ 3名）
合計 （うち社外役員）	117百万円 （ 37百万円）	108百万円 （ 37百万円）	8百万円 （－）	10名 （ 6名）

（注）1．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．非金銭報酬等（業績連動報酬等）は、報酬の対象期間に応じて複数年にわたって費用を計上する株式報酬制度である役員報酬株式給付信託（BBT）の当事業年度の費用計上額であります。
3．取締役のうち3名は無報酬であります。

④　社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役　林　信秀	当事業年度に開催された取締役会14回のうちすべてに出席し、主に企業経営にかかわる豊富な経験と幅広い見識に基づく見地から意見を述べるなど、当社の業務執行者から独立した立場で、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役　盛　放	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席し、主に企業経営にかかわる豊富な経験と幅広い見識に基づく見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役　胡　暁　玲	当事業年度に開催された取締役会14回のうちすべてに出席し、主に企業経営にかかわる豊富な経験と幅広い見識に基づく見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役　篠沢恭助	当事業年度に開催された取締役会14回のうちすべてに出席し、主に国際金融・経済に関する専門的実務経験に基づき意見を述べるなど、当社の業務執行者から独立した立場で、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役　濵　邦久	当事業年度に開催された取締役会14回のうちすべてに出席し、主に法曹界及び法務行政における豊富な経験と幅広い見識から意見を述べるなど、当社の業務執行者から独立した立場で、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役　張　桜　楠	当事業年度に開催された取締役会14回のうちすべてに出席し、主に中国及びアジアをはじめグローバルでの豊富な経験と幅広い見識から意見を述べるなど、当社の業務執行者から独立した立場で、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役　吉田芳樹	当事業年度に開催された取締役会14回のうちすべてに出席し、また、監査役会14回のうちすべてに出席いたしました。主に企業における内部監査並びに常勤監査役としての豊富な経験から意見を述べるなど、当社の業務執行者から独立した立場で、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、常勤監査役として、経営全般及び取締役の執行について、必要な監査を行っております。
監査役　長安弘志	当事業年度に開催された取締役会14回のうちすべてに出席し、また、監査役会14回のうちすべてに出席いたしました。主に弁護士としての法務的実務経験に基づき意見を述べるなど、当社の業務執行者からは独立した立場で、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス及び内部統制について適宜、必要な発言を行っております。
監査役　渡邊浩一郎	社外監査役就任後に開催された取締役会10回のうちすべてに出席し、また、監査役会10回のうちすべてに出席いたしました。主に公認会計士としての会計監査とアドバイザリー業務の実務経験に基づき意見を述べるなど、当社の業務執行者からは独立した立場で、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス及び内部統制について適宜、必要な発言を行っております。

(3) 会計監査人に関する事項

① 会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	57百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	57百万円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．当社監査役会がPwCあらた有限責任監査法人の報酬等について同意した理由は、過年度の監査時間の実績及び監査報酬額の推移並びに会計監査人の職務執行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬見積の算出根拠等を検討した結果であります。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生等により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、当社監査役会は、監査役会の決議により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

【業務の適正を確保するための体制の概要】

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ⅰ）当社及び当社子会社は、法令、定款及び社会規範遵守（コンプライアンス）が企業活動の基本原則であると認識し、取締役、執行役員と全使用人が一体となってその徹底を図る。

ⅱ）「コンプライアンス委員会」の定期的活動を通じ、コンプライアンス体制の確立・強化に取り組む。

ⅲ）外部法律事務所を委託先とする内部通報制度（ホットライン）により、不正行為等の早期発見を図る。

ⅳ）内部監査室によりコンプライアンス体制が有効に機能しているかを定期的に監査し、監査結果を取締役会に報告する。

ⅴ）職務権限規程及び稟議規程に基づき職務執行することで、取締役、執行役員並びに使用人間の適切な権限配分及び監査体制を構築する。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会規程、執行役員規程、文書管理規程、会議体規程等に基づき、取締役会の議事と意思決定及び業務執行に関する情報の適切な保存と管理体制を構築する。

③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ⅰ）取締役会は当社及び当社子会社のリスク管理を統括し、部門の責任者による会議等を通じて、経営に重大な影響を与えうる事態発生の防止と、各部門のリスク管理を徹底する。

ⅱ）法務部門の人材を強化し、法律面からのリスク管理強化を図る。

ⅲ）危機管理規程等に基づき、重大なリスクが発現し全社的対応を要する場合は、対策本部を設置する等、迅速な対応を行う体制の構築を図る。

④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ⅰ）取締役会による意思決定の迅速化のため、当社の取締役会の人数は最小限に抑えつつ、取締役会を機動的に開催する。

ⅱ）執行役員制度の活用により、業務執行に関する権限委譲を進め、当社の取締役会による経営監督機能を強化する。

ⅲ）取締役会及び執行役員会のほか、部門の責任者による会議を開催し、当社及び当社子会社の迅速な意思決定と必要な情報の共有を図る体制をとる。

ⅳ）その他業務の合理化、電子化に向けた取組みにより職務の効率性の確保を図る体制の整備を行う。

⑤ 当社及び当社子会社から成る当社グループにおける業務の適正を確保するための体制及び当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

ⅰ）当社は関係会社管理規程に基づき、当社子会社の管理を実施する。

ⅱ）当社の内部監査室により、当社及び当社子会社の監査を実施する。

⑥　当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

ⅰ）当社の監査役の職務の補助については、必要に応じ当社の内部監査部門の使用人が対応する。
ⅱ）当該使用人の人事評価、懲戒処分については、当社の監査役が行う。
ⅲ）当社の監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助使用人は、その命令に関して取締役、執行役員等の指揮命令を受けないものとする。
ⅳ）当社の取締役は、当該使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。

⑦　当社の取締役、執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人が、当社の監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制及び報告した者が当該報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

ⅰ）当社の監査役は、当社の取締役会及び会社の重要会議等に出席し、また随時取締役とのミーティングを持ち、当社及び当社子会社に関する重要な報告及び情報提供を受ける。
ⅱ）当社の取締役、執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社の監査役に対して、全社的な重要事項、コンプライアンスの状況、内部監査の内容、内部通報の内容、その他監査役が必要と判断する事項について、遅滞なく情報提供を行う。当社は、当該情報を当社の監査役へ提供した者に対して、その提供を行ったことを理由として不利益な取扱を行うことを禁止する。

⑧　当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査役がその職務につき、当社に対して費用の前払等の請求をしたときは、当社は、請求に係る費用又は債務が当社監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務の処理を行う。

⑨　その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ⅰ）監査役監査基準等に基づき、監査役の監査体制を強化する。
ⅱ）監査役は、監査役監査基準及び内部監査規程等に基づき、内部監査室及び会計監査人と連携して、実効的な監査を行う。
ⅲ）取締役会は、監査役が必要に応じて、弁護士、公認会計士、税理士等の外部専門家に助言を求める環境を整備する。

⑩　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社及び当社子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、更に反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらの係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わない方針を堅持する。

⑪　財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社及び当社子会社は、金融商品取引法及びその他の法令の定めに準じ、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備、運用、評価を継続的に行い、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① コンプライアンス体制

当社は、社外有識者及び当社取締役をメンバーとしたコンプライアンス委員会を設置しており、原則、月１回開催し、コンプライアンス推進に関する活動並びに問題の把握及び改善を行っております。当事業年度においては、個人及び組織のコンプライアンスに対する意識向上のため、eラーニングによる教育を定期的に実施し、その他、内部通報制度の社内周知や、当社事業に関連する下請法及びハラスメント防止等の社内セミナーの実施を行っております。

② 取締役の職務執行

当事業年度において取締役会は14回開催され、重要事項の決定等を行い、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するように監督を行いました。また、執行役員会及び事業部長会等を通じて、業務の適正性、効率性を確保しております。

③ リスク管理体制

当社及び当社子会社の経営に重大な影響を与える緊急事態の発生に際し、速やかにその状況を把握し、迅速かつ適切な対処によって、経営への影響を最小限に食い止めることを目的として「危機管理規程」を定めております。同規程では、緊急事態への対応の基本方針を定め、必要に応じて社長を本部長とする対策本部が設置されます。対策本部では、情報収集、緊急措置の決定、指示、原因究明のための調査、対策の基本方針の決定等がなされ、再発防止策等の実施を確認した後に解散されます。また、報道機関等への対応については、管理本部長及び人事総務部長を窓口として、適切な情報管理と情報発信にあたることとしております。

④ 関係会社管理

当社は、「職務権限規程」及び「関係会社管理規程」に基づき、当社関係会社に対する重要事項について、当社が決裁し、又は当社関係会社より報告を受けております。

取締役会においては、当社グループの月次業績が報告され、当社グループの経営目標の進捗状況、経営課題及びその対応策について確認をしております。

⑤ 監査役の職務執行

監査役は、監査役会が決定した年間の監査方針及び監査計画に基づき、監査役会を開催し、取締役会のほか、執行役員会・コンプライアンス委員会等の重要会議に出席するとともに、当社執行役員から業績、事業の運営状況及び内部統制の整備等の報告を受けること等により、監査の実効性を高めております。

監査役は、当社内部監査室及び会計監査人と定期的に連絡会を開催し、情報共有及び意見交換を行う等の連携を図り、効率的な監査を実施しております。代表取締役社長と監査役の間での意見交換会を定期的に開催しております。

【コーポレートガバナンスに関する事項】

① 指名・報酬諮問委員会の設置

当社は、取締役及び執行役員の指名・報酬に係る取締役会の機能の客観性と透明化を強化し、コーポレートガバナンスの更なる充実を図るため、2020年10月15日付で、指名・報酬諮問委員会を設置しております。

主な審議事項は次の通りであり、審議結果について取締役会へ答申・報告しております。

ⅰ）取締役の選任または解任に関する株主総会付議議案の原案の審議
ⅱ）取締役会に付議する代表取締役、役付取締役及び執行役員（以下、取締役等といいます。）の選定、解職、職務分担の原案の審議
ⅲ）取締役等業績評価の審議
ⅳ）取締役等の選定方針・手続の審議
ⅴ）取締役会全体としての多様性及び規模に関する考え方の審議
ⅵ）後継者計画の審議
ⅶ）独立社外取締役の独立性判断基準の審議
ⅷ）取締役の報酬に関する株主総会付議議案の原案の審議
ⅸ）取締役等の個人別報酬額（算定方法を含む）の原案の審議
ⅹ）取締役等の報酬の構成を含む方針・手続の審議
ⅺ）取締役会の実効性評価に関する事項
ⅻ）その他コーポレートガバナンスに関する事項

② 取締役会の実効性評価

当社は、年に１回取締役会の実効性評価を実施することとしております。2020年度に実施した当該実効性評価の詳細は以下の通りです。

ⅰ）評価の方法について

全ての取締役・監査役に対しアンケートを実施し、回答結果を集計・分析の上、取締役会にて当社取締役会の強み及び課題について議論を実施し、実効性について評価しました。なお、アンケートの集計・分析については、外部機関を活用することで透明性及び実効性を確保しております。

アンケート項目は以下７項目です。

・取締役会の役割・機能
・取締役会の構成・規模
・取締役会の運営
・監査機関との連携
・経営陣とのコミュニケーション
・株主・投資家との関係
・前年比ガバナンス体制の進展

ⅱ）取締役会の実効性に関する分析・評価の結果

当社取締役会は、コーポレートガバナンス・コードにおいて要請されている事項を踏まえ、実効性が確保されていると評価いたしました。

特に、当社取締役会の役割に照らし取締役会が適正なバランスで構成されていることや、運営面における開催頻度及び議題が適切であり、自由闊達な意見交換がなされている点が強みであると認識しております。

他方、後継者計画を含む指名・報酬に関する議論や当社取締役会に求められるスキルの継続的な検証については、当社取締役会の課題であると考え、更なる向上に取り組む方向で議論を実施いたしました。

ⅲ）今後の対応

当社は、2020年10月に社外取締役を中心に構成される任意の指名・報酬諮問委員会を設置いたしました。今後、取締役会や指名・報酬諮問委員会において優先順位をつけ、後継者計画を含む指名・報酬の議論や取締役会のスキルに関する議論を進め、取締役会の実効性向上とコーポレートガバナンスの高度化に取り組んでまいります。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置づけたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としています。今後も、中長期的な視点に立って、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより持続的な成長と企業価値の向上並びに株主価値の増大に努めてまいります。

また、当社は配当性向30％～40％の安定配当を基本方針としております。引き続き事業の拡大発展を目指すための内部留保の充実、並びに業界における環境の変化や企業間競争の激化に対応できる企業体質の強化を図ってまいります。

尚、当期の期末配当金につきましては、１株につき32円とさせていただきます。

連結貸借対照表

(2021年2月28日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
Ⅰ 流動資産	**29,390**	**Ⅰ 流動負債**	**9,632**
現金及び預金	15,924	支払手形	579
受取手形及び売掛金	8,001	買掛金	3,293
商品	4,918	短期借入金	3,000
貯蔵品	197	1年内返済予定長期借入金	125
その他	348	未払金	946
		未払費用	641
Ⅱ 固定資産	**8,952**	未払法人税等	550
1 有形固定資産	**1,773**	賞与引当金	297
建物及び構築物	1,317	資産除去債務	9
土地	350	預り保証金	10
建設仮勘定	32	その他	180
その他	74		
2 無形固定資産	**819**	**Ⅱ 固定負債**	**7,798**
ソフトウエア	701	長期借入金	6,000
その他	118	退職給付に係る負債	17
3 投資その他の資産	**6,359**	資産除去債務	1,120
投資有価証券	1,597	長期未払金	15
敷金保証金	3,232	預り保証金	459
繰延税金資産	1,426	繰延税金負債	65
その他	102	その他	121
		負債合計	**17,431**
		(純資産の部)	
		Ⅰ 株主資本	**19,480**
		1 資本金	**8,258**
		2 資本剰余金	**8,059**
		3 利益剰余金	**3,855**
		4 自己株式	**△692**
		Ⅱ その他の包括利益累計額	**△170**
		1 為替換算調整勘定	**△170**
		Ⅲ 非支配株主持分	**1,601**
		純資産合計	**20,911**
資産合計	**38,343**	**負債・純資産合計**	**38,343**

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

〔2020年３月１日から
2021年２月28日まで〕

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**50,590**
売上原価		**22,742**
売上総利益		**27,847**
販売費及び一般管理費		**26,535**
営業利益		**1,312**
営業外収益		
受取利息	6	
受取賃貸料	13	
補助金収入	81	
為替差益	44	
その他	24	170
営業外費用		
支払利息	34	
支払手数料	27	
固定資産除却損	9	
持分法による投資損失	177	
その他	48	296
経常利益		**1,187**
特別利益		
雇用調整助成金	243	243
特別損失		
店舗臨時休業による損失	397	
減損損失	197	594
税金等調整前当期純利益		**836**
法人税、住民税及び事業税	490	
法人税等還付税額	△168	
法人税等調整額	△170	152
当期純利益		**683**
非支配株主に帰属する当期純利益		307
親会社株主に帰属する当期純利益		**375**

（注） 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

〔2020年３月１日から
2021年２月28日まで〕

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2020年３月１日残高	8,258	8,075	4,854	△749	20,439
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	－	－	△1,374	－	△1,374
自己株式の処分	－	△16	－	56	39
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	375	－	375
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－
連結会計年度中の変動額合計	－	△16	△998	56	△958
2021年２月28日残高	8,258	8,059	3,855	△692	19,480

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
2020年３月１日残高	△0	△213	△213	1,267	21,492
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	－	－	－	－	△1,374
自己株式の処分	－	－	－	－	39
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	－	－	375
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	0	43	43	334	377
連結会計年度中の変動額合計	0	43	43	334	△580
2021年２月28日残高	－	△170	△170	1,601	20,911

（注） 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年2月28日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
Ⅰ 流動資産	**23,392**	**Ⅰ 流動負債**	**7,915**
現金及び預金	14,343	支払手形	579
受取手形及び売掛金	3,780	買掛金	1,875
商品	4,575	短期借入金	3,000
貯蔵品	197	1年内返済予定長期借入金	125
前払費用	181	未払金	852
1年内回収予定長期貸付金	150	未払費用	640
その他	163	未払法人税等	350
		前受金	68
Ⅱ 固定資産	**10,789**	賞与引当金	297
1 有形固定資産	**1,718**	資産除去債務	9
建物及び構築物	1,286	預り保証金	10
工具器具備品	47	その他	108
土地	350		
建設仮勘定	32	**Ⅱ 固定負債**	**7,718**
その他	2	長期借入金	6,000
2 無形固定資産	**819**	退職給付引当金	17
ソフトウエア	701	資産除去債務	1,105
その他	118	長期未払金	15
3 投資その他の資産	**8,250**	預り保証金	459
関係会社株式	3,379	その他	121
敷金保証金	3,139	**負債合計**	**15,634**
長期貸付金	300	(純資産の部)	
長期前払費用	101	**Ⅰ 株主資本**	**18,547**
繰延税金資産	1,329	**1 資本金**	**8,258**
		2 資本剰余金	**8,059**
		(1) 資本準備金	8,055
		(2) その他資本剰余金	3
		3 利益剰余金	**2,922**
		(1) その他利益剰余金	2,922
		繰越利益剰余金	2,922
		4 自己株式	**△692**
		純資産合計	**18,547**
資産合計	**34,181**	**負債・純資産合計**	**34,181**

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

〔2020年３月１日から
2021年２月28日まで〕

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**44,427**
売上原価		**18,500**
売上総利益		**25,927**
販売費及び一般管理費		**25,278**
営業利益		**648**
営業外収益		
受取利息	9	
受取賃貸料	13	
その他	18	41
営業外費用		
支払利息	34	
支払手数料	20	
固定資産除却損	9	
為替差損	8	
その他	41	114
経常利益		**576**
特別利益		
雇用調整助成金	243	243
特別損失		
店舗臨時休業による損失	397	
減損損失	175	572
税引前当期純利益		**246**
法人税、住民税及び事業税	299	
法人税等還付税額	△168	
法人税等調整額	△195	△65
当期純利益		**312**

（注） 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

〔2020年３月１日から
2021年２月28日まで〕

（単位：百万円）

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	自己株式	株主資本合計	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金					
2020年３月１日残高	8,258	8,055	20	3,984	△749	19,569	△0	△0	19,569
事業年度中の変動額									
剰余金の配当	－	－	－	△1,374	－	△1,374	－	－	△1,374
自己株式の処分	－	－	△16	－	56	39	－	－	39
当期純利益	－	－	－	312	－	312	－	－	312
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	0	0	0
事業年度中の変動額合計	－	－	△16	△1,062	56	△1,022	0	0	△1,022
2021年２月28日残高	8,258	8,055	3	2,922	△692	18,547	－	－	18,547

（注） 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年４月23日

株式会社バロックジャパンリミテッド
取　締　役　会　御　中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	戸田　栄	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	関根　和昭	㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社バロックジャパンリミテッドの2020年３月１日から2021年２月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社バロックジャパンリミテッド及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年４月23日

株式会社バロックジャパンリミテッド
　取　締　役　会　御　中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	戸田　栄	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	関根　和昭	㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社バロックジャパンリミテッドの2020年３月１日から2021年２月28日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年３月１日から2021年２月28日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な店舗において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年４月23日

株式会社バロックジャパンリミテッド　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　吉　田　芳　樹　㊞

常勤監査役　松　田　信　一　㊞

監査役（社外監査役）　長　安　弘　志　㊞

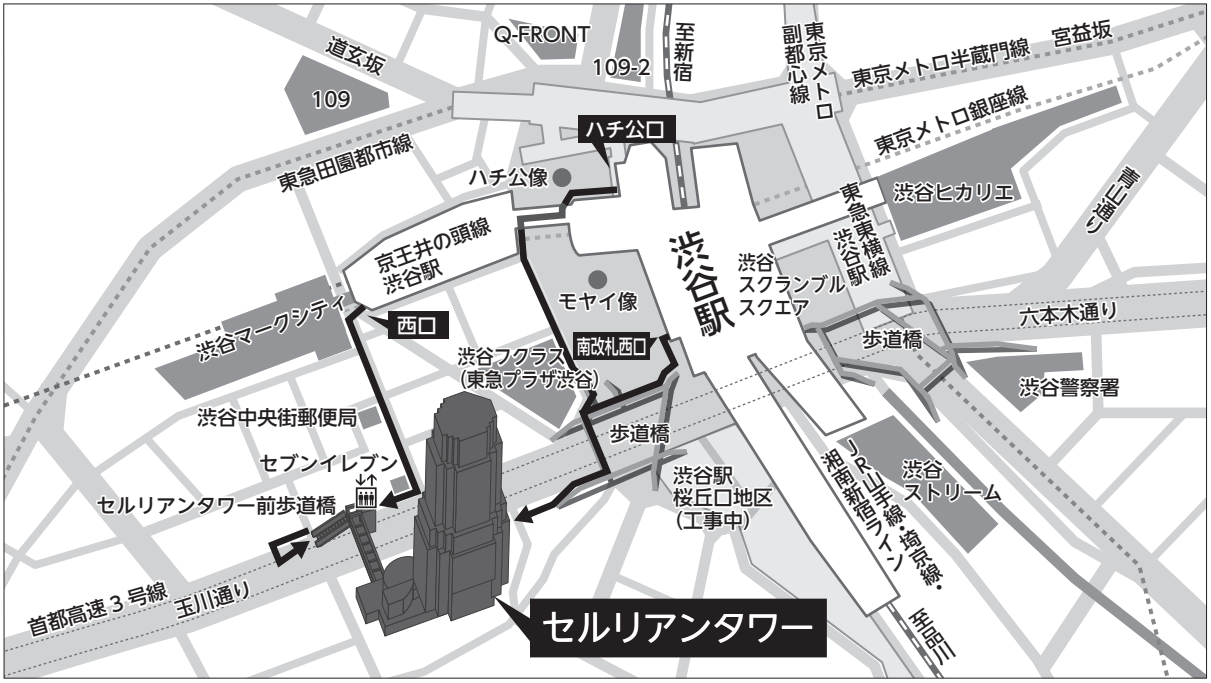
監査役（社外監査役）　渡　邊　浩一郎　㊞

（注）常勤監査役吉田芳樹、監査役長安弘志及び監査役渡邊浩一郎は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会会場ご案内図

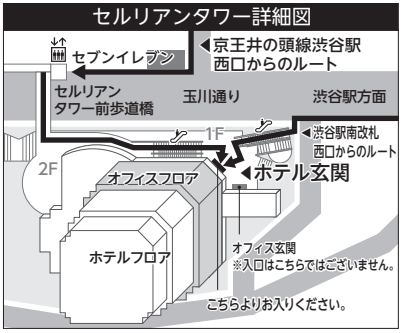
会場：東京都渋谷区桜丘町26番１号
セルリアンタワー東急ホテル　地下２階　ボールルーム
TEL 03－3476－3000（ホテル代表番号）



交通　　Ｊ　　Ｒ　山手線・埼京線・湘南新宿ライン
東 急 電 鉄　東急東横線・田園都市線
東京メトロ　銀座線・半蔵門線・副都心線
京 王 電 鉄　井の頭線
各「渋谷駅」より徒歩５分

◎　駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。
◎　渋谷駅の大規模工事に伴い、JR渋谷駅西口歩道橋の導線が変更となる可能性があります。ご不便をおかけしますが歩道橋上の案内板等を適宜、ご確認頂きますよう、お願いいたします。

セルリアンタワー詳細図



UD FONT